

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ		
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住者受入・活躍応援計画の変更 (地域政策室、農村振興課)	115	○道路の位置の指定 (南丹土木事務所)	118
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定 (循環型社会推進課)	116	○令和6年の二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築指導課)	〃
○保安林の指定施業要件の変更 (山城広域振興局)	〃	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	119
○公共測量の終了 (用地課)	〃	選挙管理委員会	
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	117	○政治団体の設立	120
○道路の供用開始 (〃)	〃	○政治団体届出事項の異動	121
○港湾施設の供用廃止 (港湾企画課)	〃	○政治団体の解散	123
		○政治団体の収支報告書の要旨	〃
公 告		○資金管理団体の指定	125
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃	○資金管理団体届出事項の異動	126
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (〃)	118	労働委員会	
		○令和5年における不当労働行為事件の審査の実況	〃

告 示

京都府告示第73号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号）第8条第5項において準用する同条第1項の規定により、移住者受入・活躍応援計画の変更を次のとおり認定した。

令和6年3月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

認定活躍応援計画の名称	京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例施行規則（平成28年京都府規則第21号）第10条第3項第2号に掲げる事項	変更の理由	変更認定年月日
都市農村交流体験プログラムを通じた地域活性化（再生）計画	該当する事項なし	拠点の都市農村交流機能を活か ^い し、市域全域に取組内容を拡充することで、更なる移住者と地域住民の交流、移住促進及び地域活性化を推進するため	令 6. 3. 1

京都府告示第74号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

令和6年3月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定区域	埋立地の区分
長岡京市勝竜寺長黒1の3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号



京都府告示第75号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年3月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇治市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇治市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。〕



京都府告示第76号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和5年京都府告示第277号）が令和6年1月25日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和6年3月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
宇治市横島町十六、十八、二十四及び三十五



京都府告示第77号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和5年京都府告示第499号）が令和6年1月12日終了した旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構西日本支社長から通知があった。

令和6年3月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
京都市西京区大原東竹の里2丁目の一部



京都府告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年3月1日から令和6年3月15日まで縦覧に供する。

令和6年3月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 舞鶴宮津線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮津市字皆原小字月生づ538の7から	前	最小 12.1 ^m 最大 14.1	22.9 ^m
	後	最小 13.4 最大 15.6	
宮津市字皆原小字堂屋敷539の2から	前	最小 12.6 最大 14.4	7.3
	後	最小 12.8 最大 14.4	

- 4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年3月1日から令和6年3月15日まで縦覧に供する。

令和6年3月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 舞鶴宮津線
- 3 供用開始の区間及び予定日時

区 間	予 定 日 時
宮津市字皆原小字道垣下363から 宮津市字皆原小字尼ヶ谷543まで	令和6年3月3日 午後1時

- 4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第80号

舞鶴港における港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設で、令和6年3月1日から供用を廃止するものの概要は、次のとおりである。

令和6年3月1日

舞鶴港港湾管理者 京都府

代表者 京都府知事 西 脇 隆 俊

供用を廃止する施設

種類	位置	名称	数量及び能力
上屋	舞鶴市字喜多	第4ふ頭第3種上屋	床面積2,560.00㎡ 保管能力 4,300.00 t

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年3月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
SMFLみらいパートナーズ株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表取締役 寺田 達朗
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミヤ八幡店
八幡市八幡一ノ坪23番地1ほか
- (3) 変更の内容

変更した項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 大阪市西成区花園南一丁目4番4号 代表取締役 今井 康博 ほか11業者	株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 大阪市西成区花園南一丁目4番4号 代表取締役 今井 康博 ほか12業者	令 6. 1. 27	小売業を行う者の出店のため

- 2 届出年月日
令和6年1月31日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和6年3月1日から令和6年7月1日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により八幡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和6年3月1日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミヤ八幡店
八幡市八幡一ノ坪23番地1ほか
- 2 届出者の名称及び住所
SMFLみらいパートナーズ株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年9月26日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和6年3月1日から令和6年4月1日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和6年3月1日
京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 日 月 日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
南木第45号	令 6. 2. 16	京都府南丹土木事務所	亀岡市千代川町小林前田42の10、43の13	m 21.8	最小 m 6.0 最大 m 6.0

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和6年の二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

令和6年3月1日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 試験日時及び試験会場
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 試験日時
 - (ア) 学科の試験
令和6年7月7日（日）
午前10時10分から午後5時20分まで
 - (イ) 設計製図の試験
令和6年9月15日（日）
午前11時から午後4時まで
 - イ 試験会場
 - (ア) 学科の試験
龍谷大学（深草学舎）
（京都市伏見区深草塚本町67）
ポリテクカレッジ京都
（舞鶴市上安1922）
 - (イ) 設計製図の試験
龍谷大学（深草学舎）
（京都市伏見区深草塚本町67）
京都建築大学校
（南丹市園部町二本松1の17）

(2) 木造建築士試験

ア 試験日時

(ア) 学科の試験

令和6年7月28日(日)

午前10時10分から午後5時20分まで

(イ) 設計製図の試験

令和6年10月13日(日)

午前11時から午後4時まで

イ 試験会場

(ア) 学科の試験

龍谷大学(深草学舎)

(京都市伏見区深草塚本町67)

(イ) 設計製図の試験

龍谷大学(深草学舎)

(京都市伏見区深草塚本町67)

2 受験申込手続

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和6年4月1日(月)午前10時から令和6年4月15日(月)午後4時まで

(2) 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)のホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害があり、インターネットの利用が困難である等)は、令和6年4月8日(月)までにセンター本部に申し出ること。

3 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年から令和5年までのいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力すること。

4 受験票の交付等

(1) 二級建築士試験

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。)は、原則として、「学科の試験」については令和6年6月21日(金)頃から、「設計製図の試験」については令和6年8月26日(月)頃から受験有資格者にマイページ(※)において交付する。(※インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のページをいう。)

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」については令和6年6月21日(金)頃から、「設計製図の試験」については令和6年8月26日(月)頃から受験有資格者に発送する。

(2) 木造建築士試験

受験票は、原則として、「学科の試験」については令和6年6月21日(金)頃から、「設計製図の試験」については令和6年9月26日(木)頃から受験有資格者にマイページ(※)において交付する。(※インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のページをいう。)

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」については令和6年6月21日(金)頃から、「設計製図の試験」については令和6年9月26日(木)頃から受験有資格者に発送する。

5 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和6年6月12日(水)頃からセンターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年3月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

宇治市木幡南端1の1の一部、1の5、45の6の一部、50の12の一部、50の13の一部、50の19の一部、50の20の一部、59の2の一部、63の一部

(関連区域)

宇治市木幡南端50の1の一部、50の14の一部、50の15の一部、南山13の一部、13の89の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

大阪市淀川区宮原一丁目6の1

セキスイハイム近畿株式会社

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体の設立に係る事項は、次のとおりである。

令和6年3月1日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	届 出 年 月 日
教育無償化 を実現する 会京都府第 2区総支部	前原 誠司	木元 俊大	京都市左京区山端寺町田町8の46	衆議院議員	令和5年12月19日

その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の 氏名及び公職の 種類 (第2号)	届 出 年 月 日
京都やまし る政経懇話 会	中嶋 秀樹	竹内 絵理	八幡市八幡清水井2	衆議院議員	中嶋 秀樹、 衆議院議員	令和5年11月29日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
税理士によ る吉井章後 援会	榎 和哉	元木 啓雄	京都市下京区新町通花屋町上る良町848	令和5年11月13日
山本ゆうた 後援会	山本 佑太	山本 佑太	京丹後市大宮町善王寺454の27	令和5年11月14日
京都・新し い公共を進 める会	松井 孝治	網田 奈央	京都市中京区烏丸御池西入北側龍池町448の4	令和5年11月24日
福山和人後 援会	福島 功	大井 健	京都市下京区八百屋町2	令和5年11月28日
西島ひろみ ち後援会	村田 清和	中谷 英輔	綴喜郡井手町大字井手小字南玉水48の3	令和5年11月30日
京丹後かけ はし	佐久間仁美	宮本 富夫	京丹後市峰山町矢田389	令和5年12月11日
政奉会	安田 茂春	安田 茂春	京都市中京区西ノ京西月光町15の14	令和5年12月27日
日本の夜明 の会	安田 成達	安田 成達	京都市中京区西ノ京東月光町35	令和5年12月27日
正援会	久保田正紀	久保田若菜	京都市伏見区深草僧坊町1の5のA	令和5年12月28日



京都府選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体届出事項の異動に係る事項は、次のとおりである。

令和6年3月1日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党京都府大都市政策推進支部	影山 さくら	代表者	影山 さくら	二之湯 智	令和5年10月30日
		会計責任者	宮崎 英人	川村 雅己	
日本維新の会衆議院京都府第4選挙区支部	松井 春樹	主たる事務所の所在地	京都市西京区川島有栖川町7の3 KOEI桂西ロテ ナントビル4階	京都市西京区桂朝日町109	令和5年11月1日
参政党京都府第6支部	喜村 千秋	代表者	喜村 千秋	綱田 博行	令和5年11月10日
		会計責任者	田中 熙	喜村 千秋	
自由民主党南山城村支部	中村 富士雄	代表者	中村 富士雄	奥谷 善巳	令和5年3月30日
参政党京都府第1支部	中村 浩之	主たる事務所の所在地	京都市上京区田村備前町228の2	京都市右京区西院小米町34の12 京都マイペンション104号	令和5年12月5日
		会計責任者	尾崎 優子	井上 淳詞	
自由民主党右京支部	田中 崇則	会計責任者	井上 与裕	北原 慎治	令和5年12月6日
自由民主党京都府京都市右京区第四支部	田中 崇則	会計責任者	小林 泰之	竹下 昭一	令和5年12月6日
日本維新の会衆議院京都府第5選挙区支部	道本 隆也	主たる事務所の所在地	福知山市宇内記14の3	舞鶴市北田辺126の1の1 広小路SKビル2F	令和5年12月17日
国民民主党京都府総支部連合会	北岡 千はる	代表者	北岡 千はる	前原 誠司	令和5年12月26日
京都維新の会京都市伏見区支部	上倉 淑敬	代表者	上倉 淑敬	盛本 英靖	令和5年12月22日

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
活力ある亀岡をつくる会	木戸 邦考	主たる事務所の所在地	亀岡市余部町宝久保1の1（亀岡商工会議所内）	亀岡市余部町宝久保15の5	令和5年10月23日
乙訓未来計画	堤 淳太	主たる事務所の所在地	長岡京市滝ノ町1丁目8の6 幸ノ井マンション401	長岡京市井ノ内下印田3の8 サイラムハイム302	令和5年8月1日

堤じゅん太事務所	堤 淳 太	主たる事務所の所在地	長岡京市滝ノ町1丁目8の6 幸ノ井マンション401	長岡京市長岡2丁目2の9 小池マンション南棟1のA	令和5年8月1日
おがたけん後援会	尾 形 賢	代 表 者	尾 形 賢	福 原 隆 久	令和5年11月1日
つなぐ京都2024	梶 川 憲	名 称	つなぐ京都2024	市民本位の民主市政をつくる会	令和5年10月31日
		主たる事務所の所在地	京都市下京区八百屋町2、3	京都市中京区壬生仙念町30の2 京都労働者総合会館内京都自治体労働組合総連合気付	令和5年11月1日
木津川市・相楽兎本和久後援会	瀧 口 一 弥	代 表 者	瀧 口 一 弥	新 田 晴 美	令和5年11月13日
文化首都京都を創る会	塚 本 能 交	名 称	文化首都京都を創る会	明日の京都を拓く会	令和5年11月13日
		代 表 者	塚 本 能 交	松 本 明 弘	
		会 計 責 任 者	松 本 明 弘	竹 中 利 行	
長谷川羽衣子とeみらいの会	朴 羽 衣 子	名 称	長谷川羽衣子とeみらいの会	長谷川羽衣子とeみらいをつくる会	令和5年1月19日
		会 計 責 任 者	井 奥 雅 樹	大 井 哲 郎	令和5年10月30日
文化首都京都を創る会	塚 本 能 交	主たる事務所の所在地	京都市中京区烏丸御池西入北側龍池町448の4	京都市中京区御池通堀川東入 自由民主会館内	令和5年11月21日
未来の京都をつくる会	塚 本 能 交	会 計 責 任 者	松 本 明 弘	菅 谷 寛 志	令和5年11月21日
上原さとし後援会	上 原 健	会 計 責 任 者	上 原 め ぐ み	能 登 英 雄	令和4年12月31日
盛隆会	田 中 誠 二	代 表 者	田 中 誠 二	阪 口 雄 次	令和5年11月29日
ウサミ京都市政研究会	宇 佐 美 賢 一	主たる事務所の所在地	京都市左京区松ヶ崎海尻町11の7	京都市左京区松ヶ崎海尻町14の9	令和5年12月1日
小原あきのりと地域活性化研究会	小 原 彰 紀	会 計 責 任 者	小 原 彰 紀	小 原 律 子	令和5年12月1日
ジェイ・エス・エス京都21の会	田 島 祥 充	代 表 者	田 島 祥 充	園 崎 弘 道	令和5年12月7日
隆盛会	盛 本 英 靖	主たる事務所の所在地	京都市伏見区向島庚申町16の1 A - CUBE+KANGETSUKYO3号室	京都市伏見区羽東師志水町132の5	令和5年4月28日
松井はるき後援会	松 井 春 樹	主たる事務所の所在地	京都市北区出雲路松ノ下町3の6	京都市西京区桂朝日町109	令和5年11月1日
西脇隆俊を励ます京田辺の会	鈴 木 俊 寛	代 表 者	鈴 木 俊 寛	石 丸 庸 介	令和5年11月29日
高德会	田 中 崇 則	会 計 責 任 者	小 林 泰 之	赤 穂 尚 範	令和5年12月6日
田中たかのり後援会	神 田 時 養	会 計 責 任 者	小 林 泰 之	田 中 妙 子	令和5年12月6日
いのち輝き和がひろがるふるさとの会	中 西 定 征	主たる事務所の所在地	京丹後市峰山町浪花8	京丹後市峰山町杉谷673の2	令和5年11月20日
京都府日本共産党後援会	久 保 田 憲 一	会 計 責 任 者	原 田 完	北 山 忠 生	令和5年11月26日

令和6年3月1日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

政治団体の収支報告書の要旨（解散団体分）

（単位 円）

京都府選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体の解散に係る事項は、次のとおりである。

令和6年3月1日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党京都府第2区総支部	前原誠司	令和5年12月13日
京都維新の会八幡市支部	山口克浩	令和5年12月26日

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
井上一徳後援会	三浦学	令和5年10月31日
“赤ひげ”舞鶴の会	荒木義正	令和5年12月7日
たたみ良三後援会	荒木義正	令和5年12月7日
木曾利廣後援会	中井利通	令和5年12月10日
公正会	公文代憲篤	令和5年12月1日
税理士による二ノ湯さとし後援会	船越善博	令和5年12月8日
田中豊後援会	成田則男	令和5年12月14日
長沢みつる後援会	馬場隆	令和5年12月18日
並河愛子後援会	西森睿治	令和5年12月13日
中村たかし後援会	中村隆資	令和5年12月20日
伊藤きみえネット（伊藤きみえ後援会）	伊藤初男	令和5年12月23日
わがまちトーク	伊藤初男	令和5年12月23日

京都府選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

（令和5年分）

京都維新の会八幡市支部

報告年月日 令和5年12月26日
（令和5年12月26日解散）

1 収入総額 0
2 支出総額 0

国民民主党京都府第2区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七
第一項第一号

公職の候補者の氏名 前原誠司

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 令和6年2月8日
（令和5年12月13日解散）

1 収入総額 32,816,023
前年繰越額 469,898
本年収入額 32,346,125
2 支出総額 32,467,479
翌年への繰越額 348,544

3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（566人） 1,138,000
寄附 21,000,000
個人分 1,000,000
政治団体分 20,000,000

機関紙誌の発行その他の事業による収入 103,125

ポスター代 103,125

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 10,000,000

国民民主党 10,000,000

その他の収入 105,000

家賃収入 105,000

4 支出の内訳
経常経費 26,061,428
人件費 19,317,639
光熱水費 208,958
備品・消耗品費 966,807
事務所費 5,568,024
政治活動費 6,406,051

（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出） 99,505

組織活動費 1,235,131

選挙関係費 4,101,100

機関紙誌の発行その他の事業費 969,820

機関紙誌の発行事業費 443,256

宣伝事業費 526,564

寄附・交付金 100,000

5 寄附の内訳 (個人分) 伊藤恒道 1,000,000 静岡市 (政治団体分) 新緑会 20,000,000 京都市左京区	伊藤きみえネット(伊藤きみえ後援会) 報告年月日 令和5年12月26日 (令和5年12月23日解散) 1 収入総額 0 2 支出総額 0
井上一徳後援会 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七 第一項第二号 公職の候補者の氏名 井上一徳 公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員 報告年月日 令和5年11月7日 (令和5年10月31日解散) 1 収入総額 1,521,836 前年繰越額 21,836 本年收入額 1,500,000 2 支出総額 1,488,898 翌年への繰越額 32,938 3 本年收入の内訳 寄附 1,500,000 政治団体分 1,500,000 4 支出の内訳 経常経費 1,221,054 人件費 141,000 光熱水費 53,320 備品・消耗品費 6,009 事務所費 1,020,725 政治活動費 267,844 組織活動費 237,244 調査研究費 30,600 5 寄附の内訳 (政治団体分) 一徳会 1,500,000 舞鶴市	木曾利廣後援会 報告年月日 令和5年12月15日 (令和5年12月10日解散) 1 収入総額 0 2 支出総額 0 公正会 報告年月日 令和5年12月15日 (令和5年12月1日解散) 1 収入総額 137,800 前年繰越額 137,800 2 支出総額 0 翌年への繰越額 137,800 税理士による二ノ湯さとし後援会 報告年月日 令和5年12月19日 (令和5年12月8日解散) 1 収入総額 2,496,468 前年繰越額 2,424,448 本年收入額 72,020 2 支出総額 2,496,468 3 本年收入の内訳 寄附 30,000 政治団体分 30,000 機関紙誌の発行その他の 事業による収入 42,000 後援会解散総会 42,000 その他の収入 20 一件十万円未満のもの 20 4 支出の内訳 経常経費 40,382 事務所費 40,382 政治活動費 2,456,086 組織活動費 508,420 機関紙誌の発行 その他の事業費 452,540 その他の事業費 452,540 寄附・交付金 1,495,126 5 寄附の内訳 (政治団体分) 年間五万円以下のもの 30,000
“赤ひげ”舞鶴の会 報告年月日 令和5年12月8日 (令和5年12月7日解散) 1 収入総額 939,356 本年收入額 939,356 2 支出総額 939,356 3 本年收入の内訳 寄附 939,356 個人分 939,356 4 支出の内訳 政治活動費 939,356 機関紙誌の発行 その他の事業費 939,356 機関紙誌の発行事業費 683,155 宣伝事業費 256,201 5 寄附の内訳 (個人分) 多々見良三 939,356 舞鶴市	たたみ良三後援会 報告年月日 令和5年12月8日 (令和5年12月7日解散) 1 収入総額 587,890 前年繰越額 34,752 本年收入額 553,138

2 支出総額	587,890
3 本年收入の内訳	
寄 附	553,138
個 人 分	553,138
4 支出の内訳	
政治活動費	587,890
組織活動費	88,000
機関紙誌の発行 その他の事業費	468,600
その他の事業費	468,600
その他の経費	31,290
5 寄附の内訳 (個人分)	
多々見 良 三	553,138

田中豊後援会

報告年月日	令和5年12月19日 (令和5年12月14日解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

長沢みつる後援会

報告年月日	令和5年12月19日 (令和5年12月18日解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

中村たかし後援会	
報告年月日	令和5年12月22日 (令和5年12月20日解散)
1 収入総額	3,000
本年收入額	3,000
2 支出総額	3,000
3 本年收入の内訳	
寄 附	3,000
政治団体分	3,000
4 支出の内訳	
政治活動費	3,000
組織活動費	3,000
5 寄附の内訳 (政治団体分)	
年間五万円以下のもの	3,000

並河愛子後援会

報告年月日	令和5年12月19日 (令和5年12月13日解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

わがまちトーク

報告年月日	令和5年12月26日 (令和5年12月23日解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0



京都府選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の指定に係る事項は、次のとおりである。

令和6年3月1日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
松井孝治	京都市長	京都・新しい公共を進める会	京都市中京区烏丸御池西入北側龍池町448の4	令和5年11月24日
中嶋秀樹	衆議院議員	京都やましろ政経懇話会	八幡市八幡清水井2	令和5年11月29日
佐久間仁美	京丹後市議会議員	京丹後かけはし	京丹後市峰山町矢田389	令和5年12月11日
安田茂春	京都市議会議員	政奉会	京都市中京区西ノ京西月光町15の14	令和5年12月27日
安田成達	京都市議会議員	日本の夜明の会	京都市中京区西ノ京東月光町35	令和5年12月27日
久保田正紀	京都市議会議員	正援会	京都市伏見区深草僧坊町1の5のA	令和5年1月1日



京都府選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の届出事項の異動に係る事項は、次のとおりである。

令和6年3月1日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
堤 淳 太	堤じゅん太事務所	主たる事務所の所在地	長岡京市滝ノ町1丁目8の6 幸ノ井マンション401	長岡京市長岡2丁目2の9 小池マンション南棟1のA	令和5年8月1日
盛 本 英 靖	隆盛会	主たる事務所の所在地	京都市伏見区向島庚申町16の1 A - C U B E + K A N G E T S U K Y O 3 号 室	京都市伏見区羽東師志水町132の5	令和5年4月28日
松 井 春 樹	松井はるき後援会	主たる事務所の所在地	京都市北区出雲路松ノ下町3の6	京都市西京区桂朝日町109	令和5年11月1日
宇佐美 賢 一	ウサミ京都市政研究会	主たる事務所の所在地	京都市左京区松ヶ崎海尻町11の7	京都市左京区松ヶ崎海尻町14の9	令和5年12月1日

労 働 委 員 会

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18の規定により、令和5年における不当労働行為事件の審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和6年3月1日

京都府労働委員会
会長 青木 苗子

事件番号	請 求 す る 救 済 内 容	申 立 日	調 査 回 数	審 問 回 数	証 人 数	終 結 日	終 結 状 況	処 理 日 数	目 標 達 成 状 況	目 標 未 達 成 の 理 由
令和3年 京労委（不） 第1号	1 誠実団体交渉応諾 2 支配介入の禁止 3 文書の掲示	令 3 ・ 3 ・ 23	8 回	1 回	0 人	令 5 ・ 9 ・ 28	棄却	920 日	未達成	和解協議に時日を要したため

注 審査の期間の目標：1年6箇月